2015年
相続税
改正!

ケーススタディー別

相続を「争族」にしない方法

相続トラブルは資産家だけの問題ではありません。最近では、財産が少なくても、もめるケースが増えています。また、今年1月の税制改正によって、相続税の基礎控除額が引き下げられ、課税対象者が増えることになりました。「そんなこと知らなかった!」と後で後悔しないために、相続トラブルと相続税について知っておきましょう。

起こりうる相続人同士のトラブル

被相続人の死亡（相続開始）

↓

遺言書の有無を確認
- 遺言書の内容で、もめる!

↓

法定相続人の確定
相続財産（遺産）を把握

↓

遺産分割協議
- 分割協議がまとまらずに、もめる!
- 協議がまとまらなくても、相続税の支払いは待ったナシ! 10カ月以内!

↓

家庭裁判所に調停を申請
- 調停で、もめる!

↓

調停でまとまらない場合は審判へ
- 審判で、もめる!

↓

審判でもまとまらない場合は裁判へ

監修=深代勝美（公認会計士・税理士・行政書士）

ふかしろ・かつみ●税理士法人深代会計事務所代表。（株）アンテックス代表取締役。日本公認会計士協会東京会副会長。不動産の有効活用や法人利用による節税など、的確な税務対策に定評がある。「ゼロからはじめる相続　必ず知っておきたいこと100」（あさ出版）をはじめ、著書多数。
http://www.fukashiro-kk.or.jp

ひとごとではありません！

よくある相続トラブル

「2013年度司法統計年報」によると、家庭裁判所で調停が成立した遺産分割案件のうち、75％は相続財産5000万円以下の事例でした。また、32％は1000万円以下の少額事例でした。財産が少なくても相続トラブルは起こりうるのです。

ケース1

親を介護したのに、均等分割なんて、ひどい！

Aさんは認知症の母親を家に引き取って介護してきたが、母親が2000万円の預貯金を残して他界。姉2人は法定相続割合に従って均等に分けようと言うが、何もしなかった姉と長年介護してきた自分が同じ扱い、というのは納得がいかない。

解説 介護がらみの相続問題は、「双方の認識の差」が問題の根底にあります。介護していた人は苦労したと思っていますが、他の子どもたちからすると“苦労もあっただろうけど、親のお金もあって、裕福な生活をしていたのでは?”などと見えることが多いのです。「まず、互いの誤解を解いて理解し合うことが大切です。その上で法定相続割合通りに分ける、という結論になるのが一般的。意外かもしれませんが、調停に持ち込まれ、介護に対する寄与分が認められるとしても1割程度。それほど多くはないのです」と深代勝美氏（公認会計士・税理士・行政書士）は語ります。

ケース2

財産は家1軒だけ！しかも長男一家が住んでいる

実家を改築し、父親と同居していたBさん。父親は「俺が死んだら、この家はおまえにやる」と言い、妹と弟も納得していた。ところが、父が亡くなって家を相続しようとしたところ、待ったをかけたのが妹と弟だった。

解説 “親と同居していた子どもが家を相続する”というのが暗黙の了解になっている家族も多いようですが、こういうケースが案外もめます。兄弟姉妹が配偶者などから“あなたにも権利がある”と言われて、心が変わることがあるのです。「こうなると、Bさんは家を相続する代わりに、妹、弟にいくらか渡さないと話がなかなかまとまりません。ちなみに、調停に持ち込まれた場合、法定相続分が相場です。例えば5000万円の財産で相続人が3人なら、1/3の1666万円が目安になります。かなり多いと感じるかもしれませんが“兄弟姉妹にはそれだけのものをもらう権利がある”と理解した上で、慎重に話し合う必要があります」と深代氏。

法定相続人 & 法定相続割合とは？

民法で決められている相続人の範囲や相続割合の規定です。遺言書がない場合は、これに従って遺産分割をしますが、必ずこの通りに分けなければいけないわけではありません。相続人同士の協議で決めることができます。

配偶者と子どもがいる場合

子どもが2人以上いる場合は、1/2を均等に分け合う。

配偶者がなく、子どもだけがいる場合

子どもが2人以上いる場合は、全額を均等に分け合う。

子どもがいない夫婦の場合

●親が健在な場合

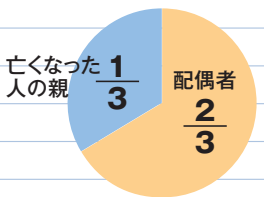

●親が亡くなっている場合

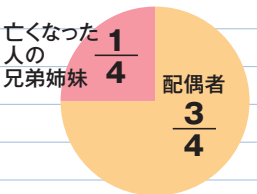

兄弟姉妹の中にすでに亡くなっている人がいる場合は、その子どもが代わりに相続する。

ケース3

夫の兄弟姉妹にも相続権!? 子どものいない夫婦の場合

Cさんと夫は子どものいない夫婦。夫の急死後、悲しみにくれるCさんに追い打ちをかけたのが夫の兄。「この家は親から相続したものだ。あのとき俺はほとんどもらえなかったから、今回はそれなりのものを相続したい」と言ってきたのだった。

解説 子どものいない夫婦の場合、“どちらかが亡くなったら、財産はすべて配偶者が相続するもの”と思っている人が多いようですが、これは大間違いです。法定相続では配偶者だけでなく、父母が健在なら父母も相続人になります。父母が亡くなっている場合は、兄弟姉妹が相続することになります。「いずれにせよ、法定相続人に財産内容を説明して遺産分割協議の話し合いをしなければなりません。私たちは関係ないからと相続放棄してくれることもありますが、そうならない場合はある程度の金額を渡す必要があります」

ケース4

1人にすべて相続させる！ そんな遺言書が出てきた

Dさんの実家は農家で、広い自宅の他、田畑、山林を所有。父親の死後、遺言書を開封したところ、そこには財産のすべては長男である兄に相続させるとあった。一方的な遺言書にDさんと姉は大ショック。

解説 ケース2、3のような相続トラブルを回避したいときに効力を発揮するのが遺言書です。ただし、その遺言書が争いの種になることもあり、その典型例がこのケース4です。「相続から外された人は納得がいかないでしょう。そこで遺言書があっても侵すことができない権利として認められているのが遺留分です。遺留分は法定相続分の1/2。このケースでは法定相続分は1人1/3ですから、遺留分は1/6。遺留分減殺請求をすれば、長男から遺留分を取り戻すことができます」

なお、ケース3の子どものいない夫婦の場合は、兄弟姉妹に遺留分はありません。遺言書があれば、配偶者が確実に全財産を相続できます。

相続税改正！わが家にも相続税がかかる!?

Eさん親子の場合

関係ないと思っていた相続税。はたして払えるか心配！

最愛の夫を亡くしたEさん。夫名義の自宅（3500万円）と預貯金（2000万円）を息子と2人で相続することになった。相続税はこの程度の財産にはかからないと聞いていたので安心しきっていたところ、なんと今年から税制が変わって相続税がかかることが判明。さて、Eさん親子の相続税はいくらに？

解説 Eさんと息子の相続財産額は計5500万円。基礎控除額は4200万円（図1）なので、相続税はこれを超えた分、つまり、5500万円－4200万円＝1300万円にかかります。1300万円をEさんと息子の2人で分けると650万円ずつ。650万円の税率は10％（図2）のため、相続税は1人65万円ずつになります。ただし、Eさんには配偶者の税額軽減が適用されるため、実際の相続税額は0円。つまり息子の65万円が実質的な相続税となります（「居住用の小規模宅地等の特例」を受けていない場合）。

相続税改正のポイント1

［図1 基礎控除額の引き下げ］

改正前（2014年まで）
（5000万円+1000万円×相続人の数）

改正後（2015年以降）
（3000万円+600万円×相続人の人数）

相続税改正のポイント2

［図2 相続税の速算表］

法定相続人の取得金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	0円
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1700万円
3億円以下	45%	2700万円
6億円以下	50%	4200万円
6億円超	55%	7200万円

多額の相続税がかかるケースは少ない

相続税では土地の評価額を路線価で算出します。これは公示価格の8割に当たります。建物は固定資産税評価額に基づきます。

また、一定の条件をみたせば土地の評価額が80％減額される「小規模宅地等の特例」という制度もあります。さらに、配偶者には「配偶者控除」があり、1億6000万円までは無税です。

「相続税が改正されたからといって、あわてる必要はありません。法定相続人の取得金額が1000万円以下なら税率は10％。こういうケースが大部分で、家を売らないと相続税が払えないなどというのはまれなのです」

注 路線価は国税庁のHPで調べられる。http://www.rosenka.nta.go.jp/

トラブル回避のため、やっておきたいこと

親子でよく話し合う。遺言書を残すことも大切

親からすると自分が亡くなる話はしたくないかもしれませんが、子ども同士がもめるような事態にならないよう、自分の考えを伝えておきたいものです。

「子どもの方から相続の話をしたいときは、第三者にそれとなく言ってもらうのも手。例えば土地活用を提案しにきたハウスメーカーの人と話すうちに、親が相続の重要性に気付いたという場合があります」

また、遺言書があるとないとでは大違いです。

「遺言書があると話がまとまりやすく、もめても遺言という基準があるので早く解決します。

遺言書は、書き方を間違えると無効になったり、登記できない場合があるため、弁護士や行政書士など、専門家にチェックしてもらった方が安心です」

［図3　贈与税の負担率表］

贈与金額（A）	贈与税（B）	負担率（B）÷（A）
110万円	0万円	0.00%
200万円	9万円	4.50%
300万円	19万円	6.30%
400万円	33.5万円	8.40%
500万円	48.5万円	9.70%
600万円	68万円	11.30%
700万円	88万円	12.50%
800万円	117万円	14.60%
900万円	147万円	16.30%
1000万円	177万円	17.70%
1200万円	246万円	20.50%

（直系親族から20歳以上の者への贈与）

相続税対策と争族対策には、生前贈与が有効！

相続税対策として効果的なのが生前贈与。今年から20歳以上の子や孫に贈与する場合、減税になったことで利点が増しました。

「気を付けたいのは、例えば1000万円贈与する場合、一度に贈与すると贈与税が177万円かかりますが、3回に分けて贈与すると、税額がぐっと減ります（図3）。節税しつつ上手に贈与したいものです」

さらに、親から子、孫への教育資金は1500万円まで、結婚・育児資金も1000万円まで非課税になっています。

「生前贈与は、相続税対策としてだけでなく、相続でもめないためにも役立ちます。生前、親が自分に配慮してくれたと思えば、もし遺産分割が法定相続割合通りにいかなくても、納得しやすいのではないでしょうか」

財産の多い少ないにかかわらず、相続の心配があれば専門家の力を借りましょう。分割の仕方が気になるときは弁護士に、相続税が心配なら税理士に。「例えば、株は時価で評価しますが、これを不動産に換えると約1/3の評価額になり、節税できます。他にもいろいろな税金対策があるので、税理士に相談すれば、資産状況に適した方法をアドバイスしてくれるはずです」